

奨励研究 研究報告書

研究課題

近世前期武家の茶の湯における旗本茶人について

京都造形芸術大学通信教育部芸術学部

非常勤講師

八尾 嘉男

はじめにかえて

近世の武家の茶の湯の研究視点は、大名家の茶の湯と柳営茶の湯を中心に考えられてきた(1)。これら大名家の茶の湯や柳営茶の湯に対する研究成果が集中する中、看過されてきた存在に旗本がある。そもそも近世期に入り、徳川幕府の正史編纂書『徳川実紀』などに見える茶事の記事に明らかかなように、社交上必要な教養となったこともあいまって、茶の湯を嗜む武家の人口は大幅に増加している。そのような中、創意工夫をなした茶の湯を楽しんでいたのが徳川宗家や大名家に限られたとは考えにくい。まして、茶の湯を学ぶに際しての受け皿にあたる存在、教授者が、先学により述べられてきた古田織部や小堀遠州、片桐石州といった大名茶人や幕府内の茶道役のみであったとするのは無理があるといえる。事実、近松茂矩(元禄八年〜安永七年・一六九五年〜一七七八年)による享和四(一八〇四)年成立の逸話集『茶窓問話』中巻(2)などに見るように、佐久間将監や舟越永景、多賀左近といった人物は宗匠であった旗本茶人と認識されている。

本研究報告書では、多賀左近(文禄元年〜明暦三年・一五九六年〜一六五七年)と舟越永景(慶長二年〜寛文十年・一五九七年〜一六七〇年)について概観し、併せて今後の展望を示すことで表題の研究課題の経過報告とさせて頂きたい。

一、多賀左近について

多賀左近への検討は、本奨励研究助成の申請後、審査結果発表までに投稿した小論で行なったものがある(3)。多賀家は大和国高市郡内において二〇〇〇石の所領を持つ旗本で、多賀左近は寛永四(一六二七)年に使番役に就任している。花生けに長けた茶人・多賀左近は桑山宗仙に初学を受けたと推測され、小堀遠州や金森宗和など複数の茶の湯巧者の影響を受けていた。表千家八代・啖啄斎宗左の高弟であった大坂の町人・稲垣休叟(明和七年〜文政二年・一七七〇年〜一八一九年)による茶会記集成書『旁求茶会記』(4)に収録された『伊丹屋宗不筆記』に見える多賀の二つの茶会からは、釣り棚に青貝の香合を置き合わせるなど、遠州の影響と思われる面が見受けられる。それと共に特徴的なのが小間での茶会で唐物を用いていることや、唐物に唐物を組み合わせていることである。また、江戸の茶会でありながら御室焼の水指、雁の香合を取り入れている。これは武家の中での御室焼の取り入れ、江戸での使用時期などを考える上で興味深い事例となろう。

このように多賀の茶の湯は唐物を扱えるだけの技量を兼ね備えたもので、特定の人物の影響下に限られない進取に富んだ茶風を示していた。その茶風は小堀遠州とは格が違々と評価されるものの、茶の湯巧者といわれ(5)、門弟を持つなどの周囲の評価を伴うものであった。

二、舟越永景の茶の湯

舟越永景については、「旗本茶人舟越永景への基礎的考察」という題目で、茶の湯文化学会平成二十一年度第三回近畿例会(二〇〇九年十二月十九日、於・池坊短期大学)で口頭報告を行なった。現在、それを下に論文としての成稿化に向けて取り組んでいるところであるが、ここでは口頭報告の概略を述べたい。

舟越永景は慶長十六(一六一一)年に摂津国や河内国、大和国の中で約六一四〇石の遺跡を継ぎつつ、元和二(一六一六)年に家康の死去に伴って江戸勤仕に移るまで駿府で小姓役を勤めていた。その後、寛永十五(一六三八)年からは建物の造営・修繕などを管掌する作事奉行となっている。因みに、作事奉行は佐久間将監も勤めており、更には小堀遠州にも通じる役職である。舟越永景の茶会記は、『久重茶会記』(『松屋会記』)収録の慶長十六(一六一一)年九月九日朝の自会と寛文五(一六六五)年十一月八日に片桐石州と共に行なった徳川家綱への献茶しか見出せない。『久重茶会記』に見える慶長十六年九月九日朝の茶会は父の五郎右衛門景直が半年前に没

した後の十五歳の折りの茶会で（6）、永景は唐津焼の花生やノカツキ釜という茶釜、伊賀焼の水指と共に驢蹄口の唐物茶入を置き合わせている。つまり、十五歳の時点で唐物を扱えるだけの技量を備えていた。更に、この前日夜には古田織部の晩の会に久重等と共に招かれ、建築中の小座敷について遅くまで話し込んでいた。この頃までに織部と面識があり、織部から茶の湯の影響を受けていた可能性も少なからず想定できるが、天文十二（一五四三）年生まれの織部、慶長二（一五九七）年生まれの舟越、と二人の間には祖父と孫程の年齢差がある。そこから考えると、初学から織部にはなく、織部門下とされる父・景直にある程度以上の手ほどきを受けていたと考えた方が自然であろう。

片桐石州と共に行なった寛文五（一六六五）年十一月八日の徳川家綱への献茶を語る史料として最も知られ、かつ先学が用いてきたものは『徳川実紀』の『嚴有院殿御実紀』の同日条に見える記述である（7）。ここでは石州と舟越の二人が茶の湯巧者として名高いために召されたとしても、老中達が列座する中、石州は家綱の御前で炭手前・花手前だけでなく、濃茶を立てて献茶し、別室で御膳が供されたとし、舟越は次いで茶を立てたことしか述べられていない。この史料の記述に拠ったこともあつてか、先学の寛文五年の献茶での関心は、専ら石州の次第と石州が家綱の茶の湯指南役であつたかという点のみに注がれ、舟越はあくまで石州の引き立て役に終始した評価でしかない。その中で、矢部誠一郎氏は石州への評価とともに舟越への評価もあつたことを示唆しているものの、最終的には視点は石州に注がれており、舟越への指摘は示唆に止まったものである（8）。

ただ、この史料は『嚴有院殿御実紀』とあるように、延宝八（一六八〇）年に家綱が没した後、嚴有院という院号になってから成立している。それを物語るように、記述の中には石州は当時この道（茶の湯）の宗匠として最も名高く、今現在においても石州流といつてその門徒がまだたくさんいる、と明らかに時間差があることを示唆する文言が含まれている。つまり、この条を編纂した当時の石州流の存在が念頭にあつて書かれたものである可能性がある。他に同じ『嚴有院殿御実紀』附録巻下のこの献茶に関する記述では（9）、「その頃」と、同じく時間の経過を物語る文言があるが、石州だけでなく舟越も寛文五年までに宗匠となつていたこと、その知名度の高さから献茶をする者として人選されたこと、石州と舟越の両名共に炭手前、花手前を行ない濃茶を立てたこと、両名共に家綱の御意にかなひ、御膳と褒美が下賜されたことがわかる。先に見たような石州流の存在を踏まえているといった背景はここからは考えられず、こちらの方がより寛文五年当時の状況を忠実に伝えていく感がある。また、この条は『日記』と典拠が記されており、具体的にどの日記を指すのか明らかにし得ないが、文字通り日記から採用されたと推測できる。

当日の道具は彦根城博物館所蔵の『御茶之湯会席帳』から判明する（10）。織部筋の茶釜に遠州が好んで用いた青貝の香合、遠州作の茶杓を用いているが、これは織部・遠州という將軍家の指南役であつた茶人の系譜に則つたものである。ただ、「道寿」という御詰めの道具衆の名も見えるので、その道具衆の選択の可能性もある。石州の後に手前をした舟越永景は勢高茶入と三島焼の茶碗、「大そろり」という花入の三つしか記されていないが、先に見た手前の次第の上で必要なものに限って取り合わせたためと考えられる。

ところで、なぜ寛文五年に上覧の機会を設けたのであろうか。背景に寛文印知を踏まえる必要があると思われる（11）。寛文印知とは寛文四年に江戸幕府が全国の大名に対して共通の書式で領知判物・領知朱印状・領知目録を交付した政策で、翌年には公家・門跡・寺社の所領にも同様のことが行なわれた。手続きは一旦、各大名や公家等が以前に交付されていた所領判物や朱印状を返納し、改めて幕府から新たに発行された文書が給付される形を採つた。これは將軍の代替わりごとの所領安堵の手續きとして、多くの將軍の代替わりの際に行なわれている。老中達の立ち会いの下で御前で献茶を行なうことは、先学により議論されてきた將軍家茶の湯指南役や茶道具相談役という立場に立つか否かを問わずとも、以後、茶の湯に関することを幕閣や諸大名、旗本から尋ねられる機会をもたらしたと考えられ、そういった機会での相談役を半ば公認したに近い効果はあつたと思われる。この効果を考えると、諸大名の所領給付の文書の給付に続き、公家や寺

社にも同様の手続きが取られている時期に機会を設けたことはけして関連がないとはいえないであろう。

三、茶会記以外からみる舟越永景の茶の湯と今後の展望くむすびにかえて

舟越の茶自体は茶会が二会しかわからないために、ほとんど推測ができない。ただ、『松屋会記』の『久重茶会記』正保五（一六四八）年二月八日の大倉源右衛門茶会における「文琳茶入、フタ・袋、舟越三郎四郎コノミ」と記されたものや同二月十九日の大倉長右衛門茶会での「セトカタツキ、（略）遠州御覽候由也、フタ・袋、舟越三郎四郎殿ノ由也」（12）、財団法人柿衛文庫所蔵・有岡道瑞編『茶湯百亭百会之記』の有隣軒（鷹司輔信）茶会の中の「一御花生 舟越伊予守殿作」（13）といった記載から、好み物などが存在し、相当高い評価を受けていたことがわかる。また、現在、サンリツ服部美術館に所蔵される茶入「紹鷗茄子」には小堀遠州の弟・小堀正春と共に舟越永景の添え状も伝わっている。これらの事実を踏まえれば、舟越自信が相当の目利きであったと判断してよいであろう。更に、遠州流の茶書『桜山一有筆記』の写本『当流聞書口伝』の記述からは、小堀遠州が江戸に帰参した際、江戸での茶会開きの客衆の一人として定着していたこと（14）、江月宗玩へ遠州が台子手前のことを尋ねた際に舟越が同席していたことがわかる（15）。これら『当流聞書口伝』の記述から、舟越永景は小堀遠州の高弟であったと断定できる。

舟越永景は遠州門下の高弟として高い評価を受けつつ、自らの好みも打ち出していた。また、目利きであるだけでなく、茶の湯自体への知識も豊富であったと思われる。ただ、ここで注目すべきは、将軍家綱への献茶の中で見たように、舟越が遠州流の茶人としてではなく、一個の宗匠として認識されている点である。少なくとも舟越の在世中から死後これらの記述が残されるまでは、遠州に学んだからといって、必ずしも遠州流の茶人としてとらえられるわけではなく、個々の宗匠として認識されることがあったと考えてよいのではないだろうか。そして、時間が経つと共に、遠州流の系譜のなかに取り込まれていったと考えるべきではないだろうか。これは流派という意識の成立時期にも関わることであるが、今後、事例検討を重ねるなかで改めて考えていきたい。加えて、舟越は好みは打ち出しているが、作意とも呼べるような大きな変化を打ち出したことは管見の範囲ではうかがえない。同じことは多賀左近についても指摘できる。しかし、彼らは宗匠と認識されている。これは宗匠となる上で必要な素養に、自らが打ち出した作意は含まれなくなったということであろうか。この点も併せて考えてみたい。

註記

(1) 神津朝夫氏は『茶の湯の歴史』（角川選書四五五、角川学芸出版、角川グループパブリッシング発売、二〇〇九年）一八五頁〜一八六頁の中で、武家の茶の湯の区分について疑問を呈している。武家の茶の湯の概念規定が明確でないことは指摘の通りであるが、本研究報告書でいう武家の茶の湯は、実際に茶の湯を嗜む者が武家である場合を指す。

(2) 森敏子『評註 茶窓間話』（思文閣出版、一九七八年）一〇三頁

(3) 拙稿「旗本茶人からみる近世前期武家の茶湯―多賀左近について―」（『藝能史研究』一八四号、藝能史研究會、二〇〇九年）

(4) 『旁求茶会記』は、今日庵文庫所蔵本と静嘉堂文庫所蔵本、大阪府立中之島図書館所蔵本の三本の存在が知られている。本研究報告書での指摘は大阪府立中之島図書館所蔵本（請求番号・九九二一五六）に拠って行なった。

(5) 石井至毅『当流聞書口伝』上巻（世田谷区立郷土資料館編集『続 石井至毅著作集』東京都世田谷区教育委員会、一九九二年、二〇五頁）

『当流聞書口伝』は旗本の石井至毅（安永七年〜文久元年・一七七八年〜一八六一年）が写した遠州流の茶書『桜山一有筆記』の写本である。『桜山一有筆記』は肥後国熊本藩の茶頭役を勤めた桜

山一有が見聞した茶会の記録や茶事談を、一有の弟子か一有に近い人物が宝永四（一七〇四）年にまとめたものである。

(6) 千宗室編纂代表・永島福太郎校訂『茶道古典全集』第九卷 松屋会記（淡交社、一九五六年）二二七頁

(7) 『嚴有院殿御実紀』卷三十一 寛文五年十一月八日（完成記念版『新訂増補 国史大系』第四十一卷 徳川実紀 第四篇、吉川弘文館、一九六五年、五五〇頁）

(8) 矢部誠一郎『日本茶の湯文化史の新研究』第二章 千利休と茶人達「六 將軍茶道相談役としての石州」（雄山閣出版、二〇〇五年、初出講談社編『片桐石州の茶』所収、講談社、一九八七年）

(9) 『嚴有院殿御実紀』附録 卷下（完成記念版『新訂増補 国史大系』第四十二卷 徳川実紀 第五篇、吉川弘文館、一九六五年、三五二頁）

(10) 野村美術館学芸部「彦根城博物館蔵 御茶之湯会席帳」（『野村美術館研究紀要』第四号所収、野村美術館、一九九五年、一一九頁）

(11) 寛文印知を踏まえる必要性は、谷端昭夫氏に御教示を賜った。

(12) 前掲註（6）千宗室編纂代表・永島福太郎校訂『茶道古典全集』第九卷 松屋会記、四三六頁、四三八頁

(13) 有岡道瑞編『茶湯百亭百會之記』（岡田利兵衛編『伊丹資料叢書』一 伊丹文芸資料所収、伊丹市役所、一九七五年、六八頁）

(14) 石井至毅『当流聞書口伝』上（前掲註（5）世田谷区立郷土資料館編『続 石井至毅著作集』二〇八頁）

(15) 石井至毅『当流聞書口伝』中（前掲註（5）世田谷区立郷土資料館編『続 石井至毅著作集』二四二頁）